

軽油引取税

バスやトラックなどの燃料である軽油の引取りに対して課税されるものです。

● 納める人

特約業者・元売業者から現実の納入を伴う軽油の引取り（購入）を行った者（特約業者・元売業者が、軽油を引き取った者から徴収して県に納めます。）

- 元売業者とは……軽油の製造業者、輸入業者または販売業者で、総務大臣が元売業者として指定した者
- 特約業者とは……元売業者と契約して継続的に軽油の供給を受け、これを販売する業者で、知事が特約業者として指定した者

● 納める額

1キロリットルにつき 32,100円

● 申告と納税

元売業者または特約業者が、軽油の納入地の所在する都道府県に、毎月分を翌月末日までに申告して、納めます。

● 免税

石油化学製品を製造する事業を営む者が、石油化学製品を製造するための原料として使用する軽油の引取りに対しては、一定の場合に限り、免税の手続を行い、承認を受けたときには課税されません。

また、次の用途に供する軽油の引取りについては、令和9年3月31日までの間、免税の対象となります。

- 1 船舶の動力源（一定のレクリエーション（業として行うものを除く。）のために用いる船舶は、令和7年3月31日まで）
- 2 自衛隊の通信用機械等の動力源
- 3 鉄道・軌道用車両等の動力源
- 4 農業・林業用機械の動力源
- 5 セメント製品製造業・鉱物の堀採事業・港湾運送業・倉庫業等に使用する機械の動力源

暮らしと税金

● 政令市への交付

横浜市・川崎市・相模原市に対して、県に納入された軽油引取税の90%の金額に、当該市内の国道と県道の面積を県内の国道と県道の面積で除して得た数を乗じて得た金額が交付されます。

国 税

揮発油税・地方揮発油税

ガソリン等の価格の中に含まれている税です。

● 納める額

- 挥発油税 ガソリン等1キロリットルにつき 48,600円
- 地方揮発油税 // 5,200円

地方揮発油税は全額地方公共団体に譲与されます。

国 税

石油ガス税

タクシー等の自動車用の石油ガス容器に充てんされる石油ガスの価格の中に含まれている税です。

● 納める額

1キログラムにつき 17円50銭

石油ガス税の収入額の1/2が地方公共団体に譲与されます。

NO! 不正軽油!

■ 不正軽油とは？

軽油に灯油や重油を不正に混ぜて軽油と称して流通しているもの等で、軽油引取税の脱税にとどまらず、環境汚染の原因にもなります。

〈不正軽油製造の例〉



■ 不正軽油にかかるすべての人に重い罰則が科されます。

不正軽油の製造、販売、使用だけでなく、不正軽油に使用されることを知りながら材料を提供・運搬した人、製造場所を提供した人なども重く罰せられます。

例) 不正軽油を製造すると…

知事の承認を受けないで軽油を製造すると、10年以下の懲役、1,000万円以下の罰金が科されます。さらに、製造した法人には3億円以下の罰金が科されます。(地方税法第144条の33)

こんなときは「不正軽油ホットライン」まで情報を寄せください。

- 著しく廉価な軽油の売り込みがあった！
- 排気ガスの色が黒っぽい！
- 給油後、エンジンの調子が悪くなった！
- 購入先の連絡先が携帯電話である！
- 代金の支払い方法が現金払いである！



不正軽油ホットライン

不正軽油に関する情報を寄せください

TEL・FAX 045(210)2380

ふせいはゼロ

●受付時間 午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日および年末年始を除きます。)

神奈川県不正軽油対策協議会

神奈川県石油業協同組合・(一社)神奈川県トラック協会・(一社)神奈川県バス協会

(一社)神奈川県建設業協会・第三管区海上保安本部・関東運輸局神奈川運輸支局

神奈川県警察・神奈川県

軽油は県内で買いましょう

軽油引取税は軽油の納入地の所在する都道府県の収入となります。